

## 秦野の霊園建設問題:県「条例違反せず」 自然保護団体に回答 /神奈川

毎日新聞 2014年09月26日 地方版

秦野市渋沢にある八国見山南面区域での大規模霊園開発問題で県は、事業者の行為について県土地利用調整条例に違反していないとする回答を、市内の自然保護グループ5団体に文書で示した。

同条例では、民間業者が霊園開発を行う場合の上限面積を20ヘクタールと定めているが、5団体は事業者の公益財団法人「相模メモリアルパーク」と関係する会社が、霊園の他に近くの駐車場開発にも関わっており、双方を合わせた「一団の区域」が20・75ヘクタールになると主張。法人が提出した開発計画書を差し戻すよう県に求めていた。

県は今月8日付の回答書で「物理的な一体性」「事業者の同一性」などを総合的に勘案し、一団の区域かどうかを判断するとの基準を提示。その上で、駐車場は墓地の区域と物理的に離れており、別の事業者が管理・運営し、法人と賃貸借契約を結んでいるとして、一団の区域とは認められないと判断した。

一方、秦野市議会都市建設常任委員会は25日、霊園開発が同条例に違反するとして、法人の開発計画書の差し戻しを求めた5団体の陳情を反対多数で不採択とした。採決に先立ち5団体を代表して「秦野の自然と環境を守る会」メンバーの小日向彰さんが、陳情の趣旨を補足説明したが、常任委員会は「県条例の審査指針に適合していれば問題はない」と判断した。

5団体は、霊園にアクセスする進入道路建設予定地脇の市道近くなど4カ所に駐車場があり、霊園と駐車場の開発が実際は湘南地域の株式会社の主導で進められたとして、「物理的な一体性」と「事業者の同一性」を主張してきた。【高橋和夫】

=====

## ■解説

### ◇「A1ランク地」評価と矛盾

霊園開発区域は1970年代初め、大手建設会社が約200ヘクタールを買い占めた渋沢丘陵の一角にあり、湘南地域の株式会社が2006年に建設会社の土地管理会社ごと買収した。

株式会社は買収前から霊園開発を計画し、1997年から2003年にかけて地元説明会を開催。06年には墓地経営が認められる公益財団法人「相模メモリアルパーク」が事業主体となったものの、08年には株式会社が駐車場予定地を取得したとされ、以前から法人と同一性があると指摘されてきた。